

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	印鑑登録ファイル	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	佐倉市印鑑条例（昭和49年10月4日佐倉市条例第44号）による印鑑の登録及び証明に関する事務を執行するために必要な個人情報ファイル	
記録項目	1 住所、2氏名、3旧氏、4 生年月日、5 登録した印鑑の印影、6 登録番号、7 登録年月日、8 外国人住民の片仮名氏名表記	
記録範囲	印鑑登録申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	本人	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部 行政管理課	
	（所在地）佐倉市海隣寺町9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		

備考	R8.06.18 記録項目に「3旧氏、6 登録番号、7 登録年月日、8 外国人住民の片仮名氏名表記」を追加
----	---

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民記録ファイル	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法第5条の法定事務 ・住民の居住関係の公証 ・選挙人名簿その他住民に関する事務の処理の基礎	
記録項目	1 氏名（氏名および振り仮名、旧氏および振り仮名、通称名、併記名）、2 生年月日、3 住所、従前の住所、転出先、住所を定めた年月日、住民となった年月日、4 性別、5 本籍、戸籍の筆頭者、6 世帯主、世帯主との続柄、7 個人番号（マイナンバー）、住民票コード	
記録範囲	・住民基本台帳法に規定する届出事項による内容 ・戸籍法9条2項通知等の内容	
記録情報の収集方法	・転入届等、住民基本台帳法上の職権記載等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	・本人及び同一世帯員 ・法定相続人	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部 行政管理課	
	（所在地）佐倉市海隣寺町9-7番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案 をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれていると きはその旨	
備考	R8.6.18 記録項目に「氏名の振り仮名、旧氏の振り仮名」を追加

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍関係事務ファイル	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	民法・戸籍法に基づく人の身分関係の登録、公証 住民基本台帳法に基づく戸籍の附票の管理	
記録項目	1 氏名、2氏名の振り仮名、3 性別、4 生年月日、5 国籍、6 戸籍の表示、7 戸籍の身分関係、8 住所、9 住定年月日、1 0 住民票コード、1 1 民刑事項、1 2 在外選挙人の記録	
記録範囲	佐倉市で戸籍の届出を行った者及び佐倉市に本籍を有する者（本籍を有していた者を含む）	
記録情報の収集方法	戸籍届出、他市区町村及び官庁からの通知等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	法務大臣	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部 行政管理課	
	（所在地）佐倉市海隣寺町9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1から7の記録項目内容の訂正については、戸籍法（昭和22年法律第224号）第24条、第59条、第113条、第114条又は第116条の規定による	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	R8.6.18 記録項目に「2氏名の振り仮名、10住民票コード、11民刑事項、12在外選挙人の記録」、記録範囲に「戸籍の届出を行った者及び佐倉市に本籍を有する者（本籍を有していた者を含む）」、記録情報の収集方法に「官庁からの通知等」を追加、要配慮個人情報を「含む」に、法令の規定が関わる記録項目を「1から7」に変更